

## 協議

### 地域公共交通確保維持改善事業に関する一次評価（案）について

本年3月策定を目指し現在委員の皆様と協議いただいている「第3次秋田市公共交通政策ビジョン（秋田市地域公共交通計画）」等については、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」の補助対象事業となっており、事業の進捗について自己評価を行い、国に報告することとなっております。

別紙1の事業評価において、②事業実施の適切性については、次の3段階で評価することになっており、

A：事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった

C：事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった

適切に実施されていると判断したことから、「A」としております。

別紙2については、概要資料として、これまでの協議結果等を抜粋し、まとめたものになります。

一次評価の提出にあたっては協議会の承認が必要となり、提出期限までに会議の開催が困難であることから、書面によりお諮りするものです。